

技術検定制度の見直しについて

【現在の技術検定制度】 青字:最近の主な改正内容

解消すべき課題

⑤2級取得の有無や学歴等と、受験要件のバランスは適切か

④2回連続で実地試験に不合格となった場合、学科試験から受け直す者が大幅に減少

実地不合格
→学科免除(2回)

1級検定

2級検定

卒業

実務経験
(基準日の見直し等)

学科・実地

監理技術者

⑥不正行為を働いた場合でも、資格取得者への処分規定がない

2級取得者は
受験要件(実務経験)
を短縮

②受験者数が減少傾向にあり、合格者年齢も上昇

実務経験
(基準日の見直し等)

学科

実地

主任技術者

2級〇〇技士
(主任技術者)

キャリアイメージ

1級〇〇技士
(監理技術者)

・早期受験
(17歳以上・実務経験無し)
・会場を拡大

実地不合格
→学科免除

①将来の大量退職時代に備え、入職促進の取組が不可欠

学科のみ試験の創設
(早期受験化)

④2回連続で実地試験に不合格となった場合、学科試験から受け直す者が大幅に減少

③資格取得によるキャリアステップの階層が少ない

⑦学科試験不合格となった高校生の卒業後の再受験者が低迷

⑧在学中に学科のみ受験が可能となった一方で、選択種別と就職後の配置分野の不一致による弊害が発生

【更なる見直しの方向性】

青字:措置済み
赤字:今後検討
(うち、 は前回までに検討した項目)
(うち、 は今回検討する項目)

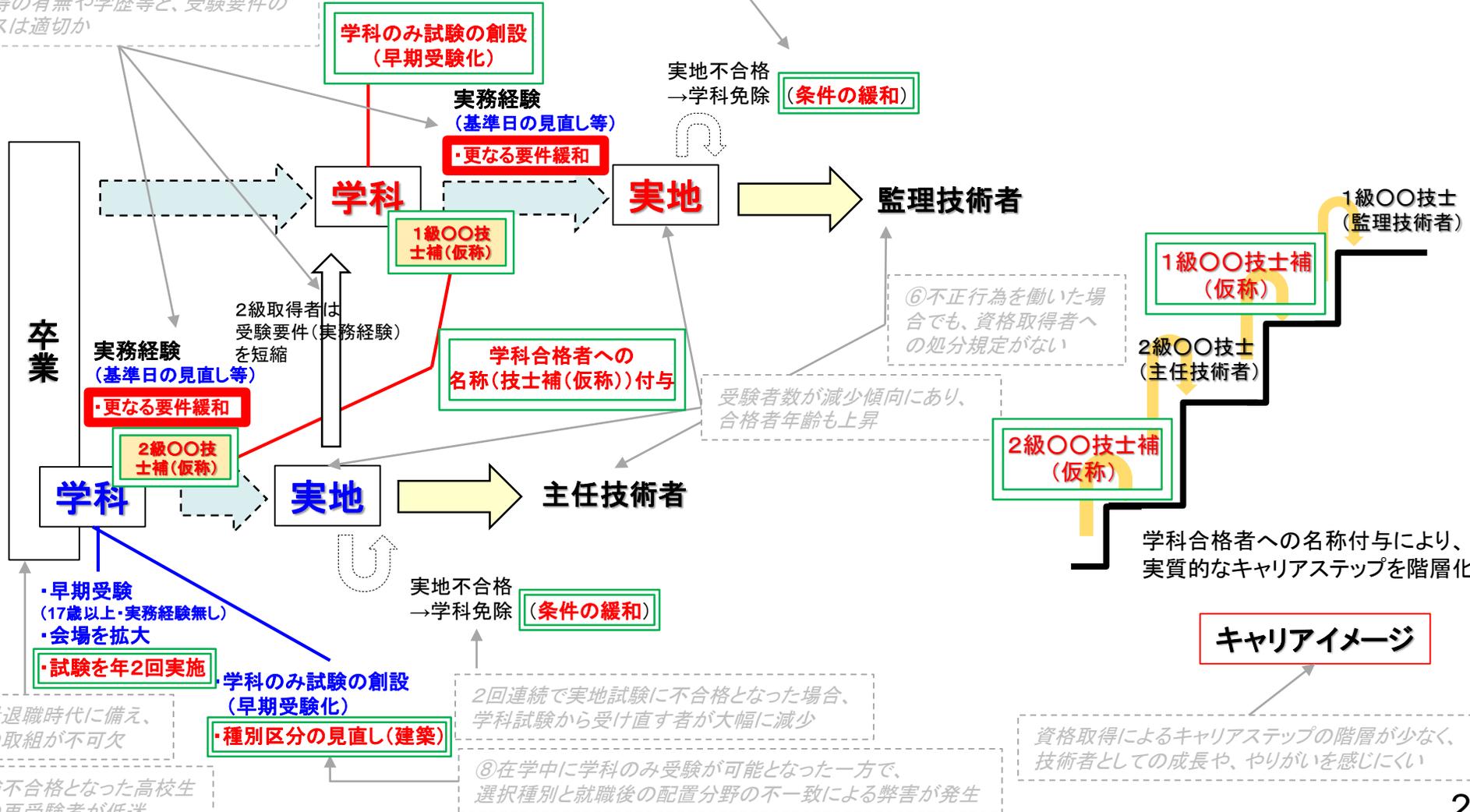
解消すべき課題

2級取得の有無や学歴等と、受験要件のバランスは適切か

2回連続で実地試験に不合格となった場合、学科試験から受け直す者が大幅に減少

1級検定

2級検定



前回の質問事項について

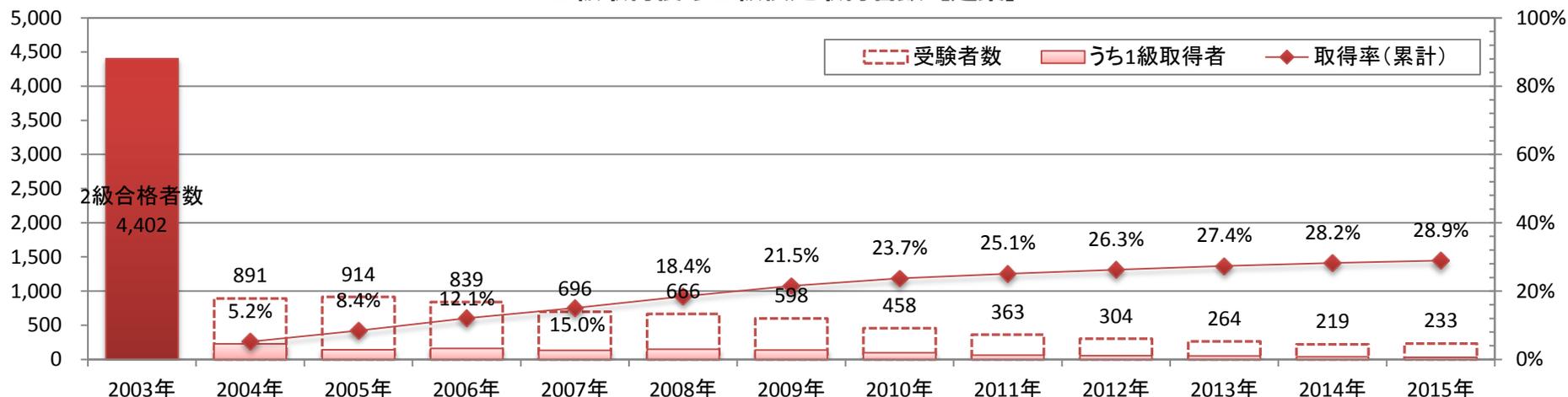
(質問事項) 2級技術検定を取得した者のうち、1級技術検定を取得している割合はどの程度か？

⇒ 2003年の2級取得者のうち、2015年までに1級を取得した割合は土木で約4割、建築で約3割

2級取得後の1級検定取得者数【土木】



2級取得後の1級検定取得者数【建築】



※受験者には複数回受験者も含む

実務経験要件の緩和について

【論点】 職業訓練受講について実務経験等として認めるべきか

(第8回検討会での議論)

- ・実務経験を代替するものとして、実作業の技能を習得できる職業訓練等について認めることを検討してはどうか。

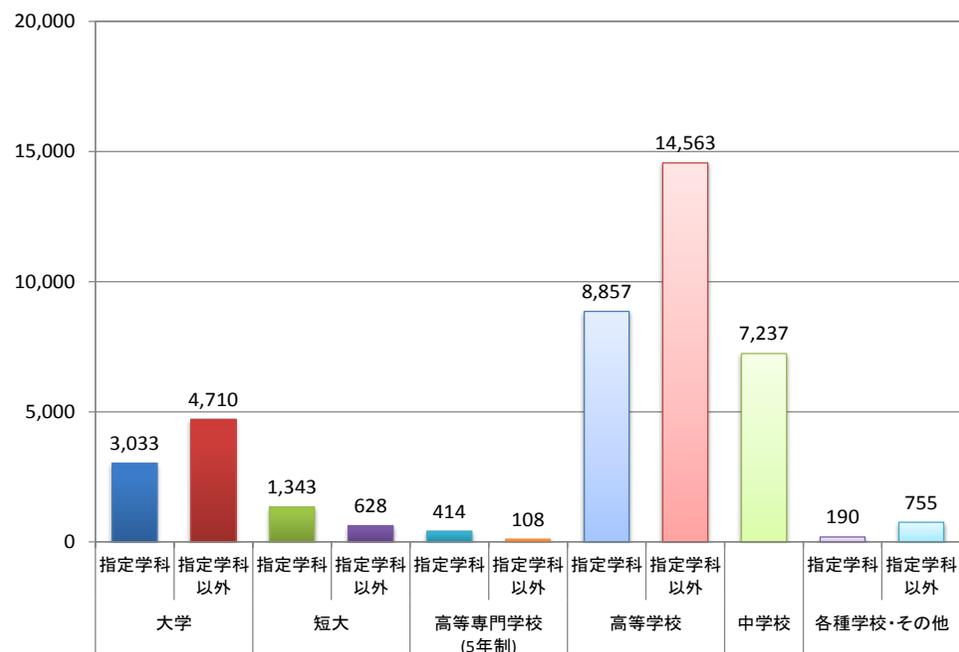
〔建設業団体等の意見〕

- ・指定学科以外(普通科等)卒業の若手が技術者になるために必要な実務経験が長すぎる
- ・施工現場における実務経験は技術力向上の貴重な機会であり、これを軽視する制度であってはならない

〔受検に必要な実務経験年数〕

最終学歴等	1級技術検定 ※1		2級技術検定		
	指定学科	指定学科以外	学科試験	実地試験	
				指定学科	指定学科以外
大学	3年	4年6ヶ月	条件なし (17歳以上) ※平成28年度 から導入	1年	1年6ヶ月
短期大学、高等専門学校	5年	7年6ヶ月		2年	3年
高等学校	8年※2	11年6ヶ月		3年	4年6ヶ月
中学校	15年			8年	
《2級技術検定合格者》	2級合格後 3年 ※2 ※今後、2級合格翌年に1級学科試験の前倒し受験が可能となるよう制度改正を予定			—	

〔2級学科試験(土木)受検者の最終学歴〕 (H27年度試験)

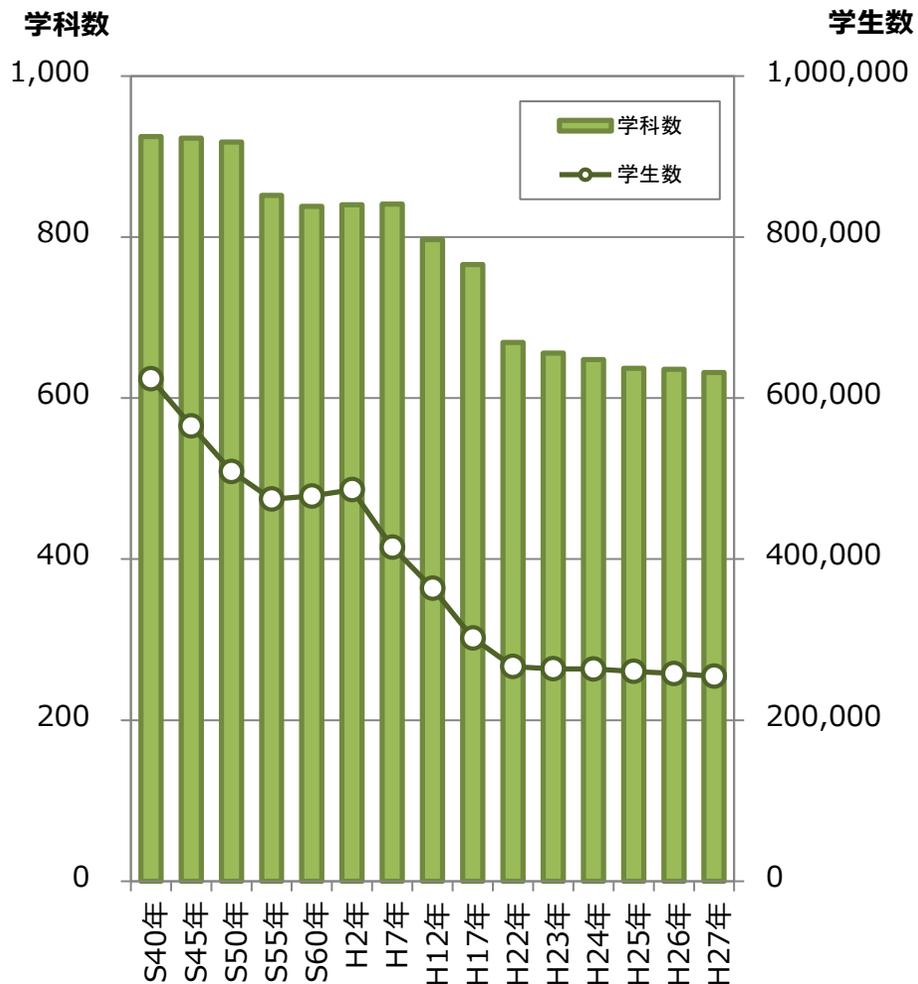


※1: 実務経験の年数には、指導監督の実務経験年数1年以上が含まれていなければならない
 ※2: 「専任の監理技術者のもとの実務経験2年以上」を満たさない場合には、+2年の実務経験が必要

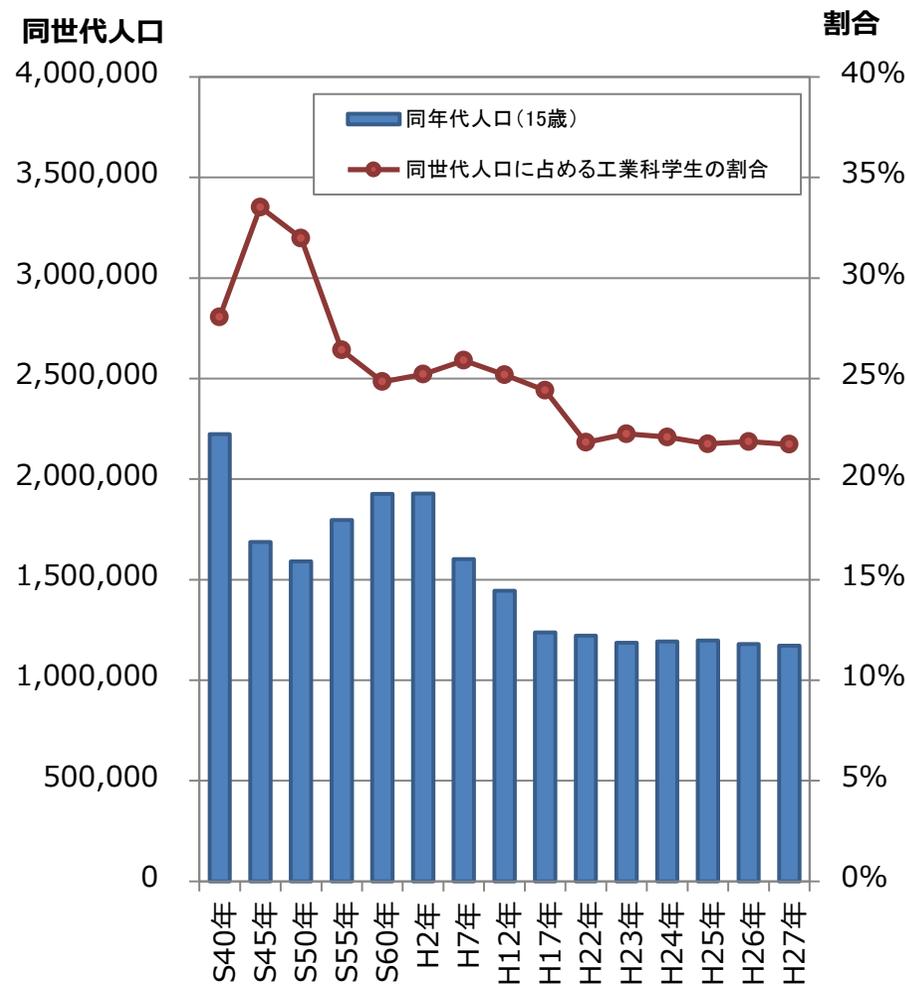
現状整理(学校教育機関における専門学科の減少)

○ 工業高校の学科数は減少傾向となっており、30年前に比べ学科数は約7割、学生数は約半数に減少。

工業高校の学科数・学生数



同世代人口に占める工業高校生の割合

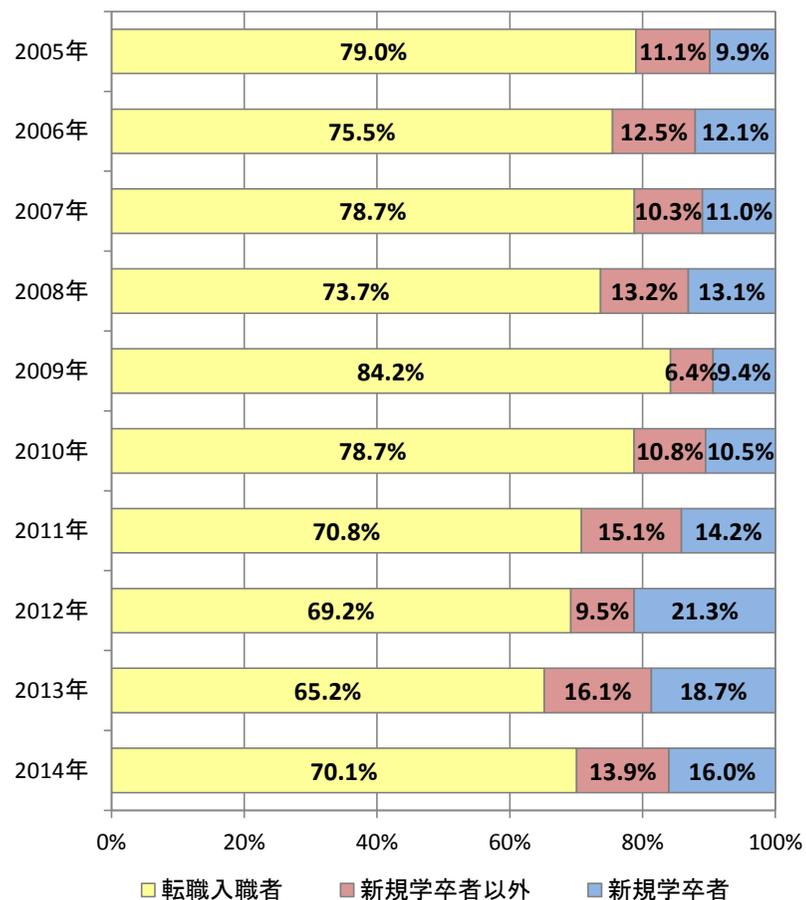


出所)「文部科学統計要覧(文部科学省)」及び「人口推計(総務省)」から作成

現状整理(建設業界へ入職する転職者の状況)

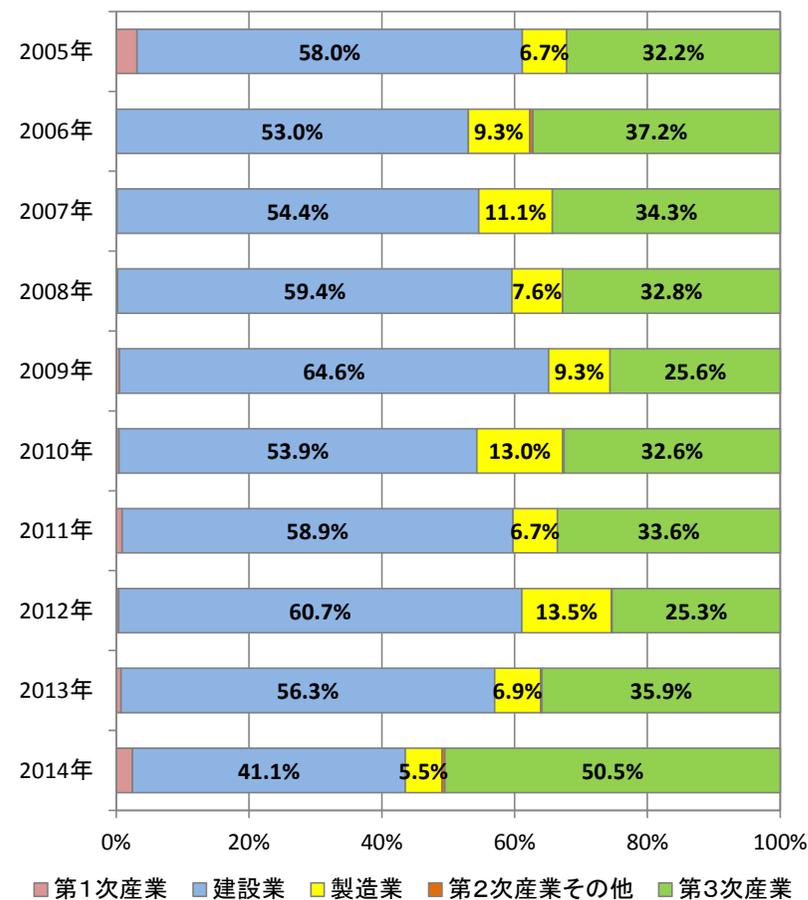
- 採用者のうち、約7～8割は転職者が占める(新規学卒者は1～2割程度、既学卒者が1～2割)。
- 建設会社に転職した者の約半分は建設業以外の他産業から転職者。

< 建設会社に採用された者の職歴 >



出所) 雇用動向調査(厚生労働省)より

< 建設業への転職者の前職 >



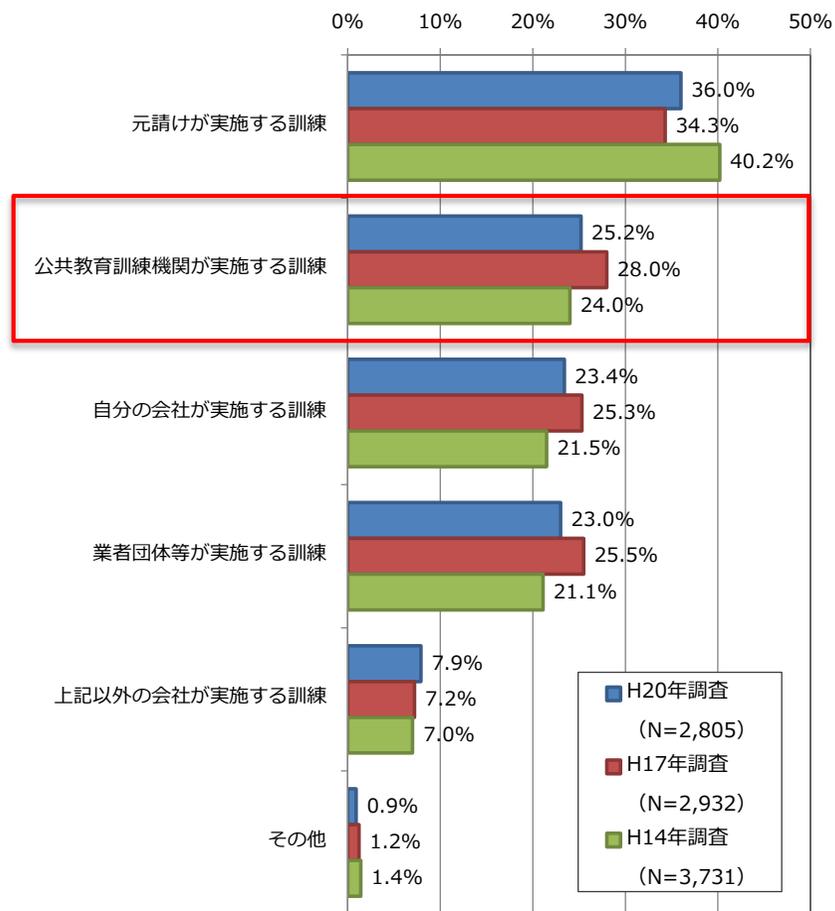
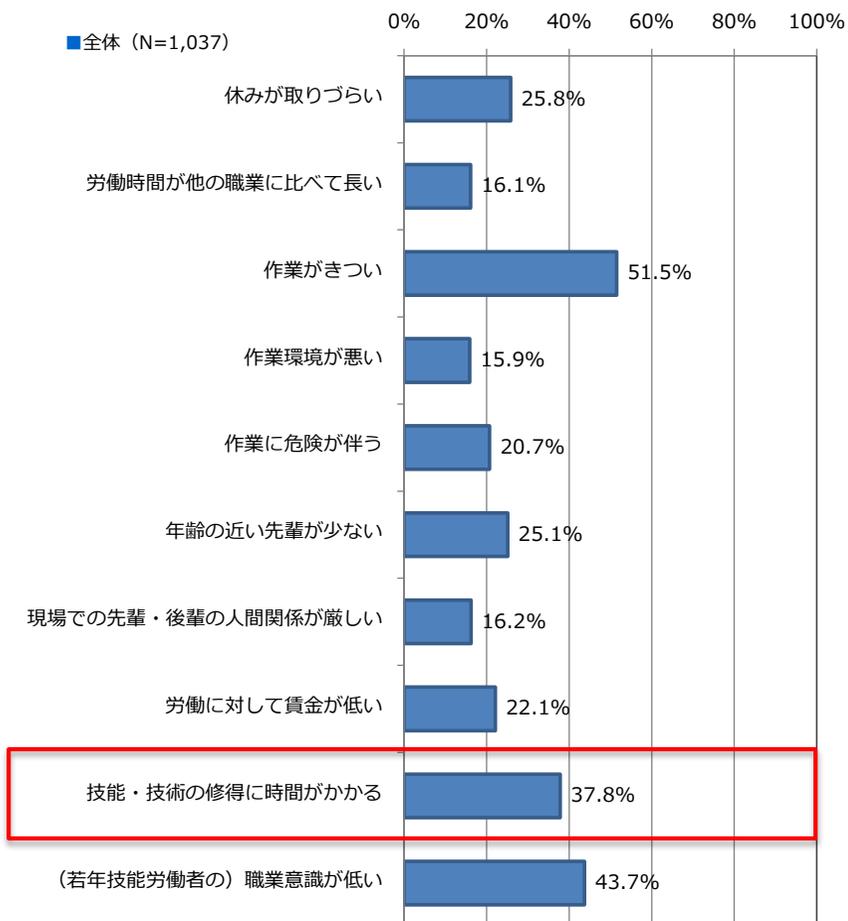
出所) 雇用動向調査(厚生労働省)より

現状整理(若年入職者の教育・訓練について)

- 技能労働者の定着しない要因として、「技能・技術の習得に時間がかかる」等の技術的知識・経験に関する理由が上がる場合も多く、技術者についても同様の要因が想定される。
- 所属企業において実施する教育・訓練の機会として、公共の教育訓練を活用している場合も多い。

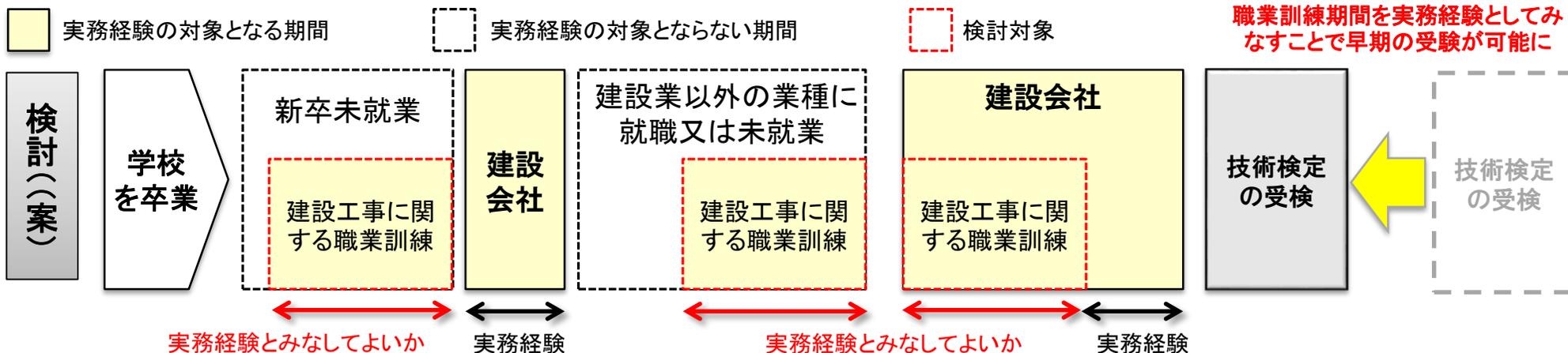
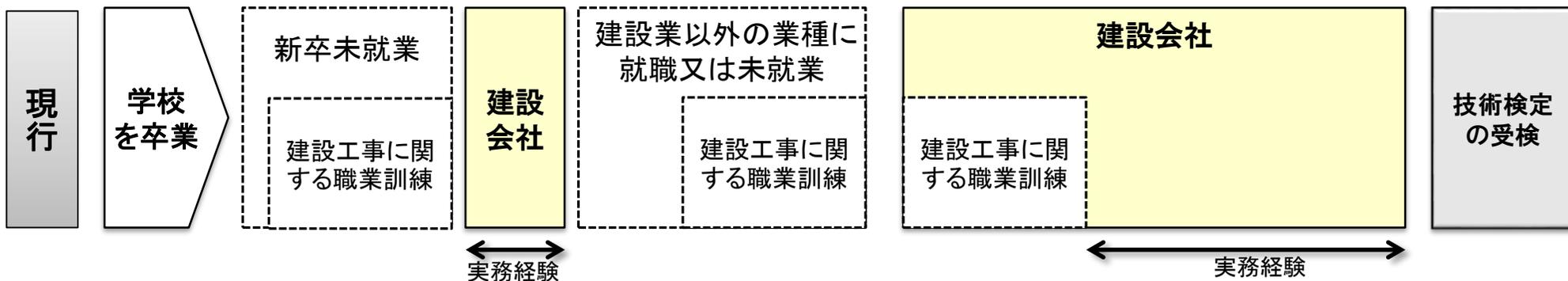
< 常用の若年技能労働者が定着していない理由(上位10項目) >

< 建設会社における教育・訓練の実施主体 >



実務経験要件緩和の方向性について

現在、卒業後の未就業期間や離職期間及び在職期間中の職業訓練期間は、技術検定の受検要件となる実務経験年数に含むことができない。



検討の方向性 (案)

職業訓練を活用した実務経験要件の緩和を進めることで、若年層の早期受験や業界への定着につながるのではないかと。

【国又は地方公共団体が設置する「公共職業能力開発施設」について】

(公共職業能力開発施設)

第十六条 国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を設置し、都道府県は、職業能力開発校を設置する。(以下、省略)

(職業訓練の基準)

第十九条 公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあつては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準)に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。(以下、省略)

(教材)

第二十条 公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練又は高度職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)においては、厚生労働大臣の認定を受けた教科書その他の教材を使用するように努めなければならない。

(技能照査)

第二十一条 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練(長期間の訓練課程のものに限る。)を受ける者に対して、技能及びこれに関する知識の照査を行わなければならない。(以下、省略)

(修了証書)

第二十二条 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を修了した者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、修了証書を交付しなければならない。

⇒ 「公共職業能力開発施設」は、職業能力開発促進法によって、国・都道府県により設置されるとともに、職業訓練の水準の維持向上のための基準に基づいた訓練課程が定められている。

職業訓練の概要

職業能力開発促進法に基づく職業訓練の分類(施行規則に規定)

区分	訓練課程	概要	訓練期間	受験要件	訓練内容
長期間の課程	高度職業訓練 専門課程	高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く)及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるため	2年【～3年】	高等学校卒者(同等含む)	職能法 施行規則にて具体的内容を規定
	高度職業訓練 応用課程	高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるため	2年【～4年】	専門課程の高度職業訓練を終了した者	
	普通職業訓練 普通課程	多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるため	高卒: 1年【～4年】 中卒: 2年【～4年】	中学校卒者(同等含む) 若しくは 高等学校卒者(同等含む)	
短期間の課程	高度職業訓練 専門短期課程	高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く)及びこれに関する知識を習得させるため	6ヶ月以下【～1年】	なし	明確な規定なし
	高度職業訓練 応用短期課題	高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を習得させるため	1年以下		
	普通職業訓練 短期課程	職業に必要な技能(高度の技能を除く)及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるもの	6ヶ月以下【～1年】		職能法 施行規則にて具体的内容を規定

※【 】は訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合の期間
 ※上記のほか、高度職業訓練として指導員訓練等を主体とした「特定専門課程」「特定応用課程」(いずれも長期)がある
 ※普通職業訓練には通信方法によっても行うことができる(添削指導、面接指導を併用)

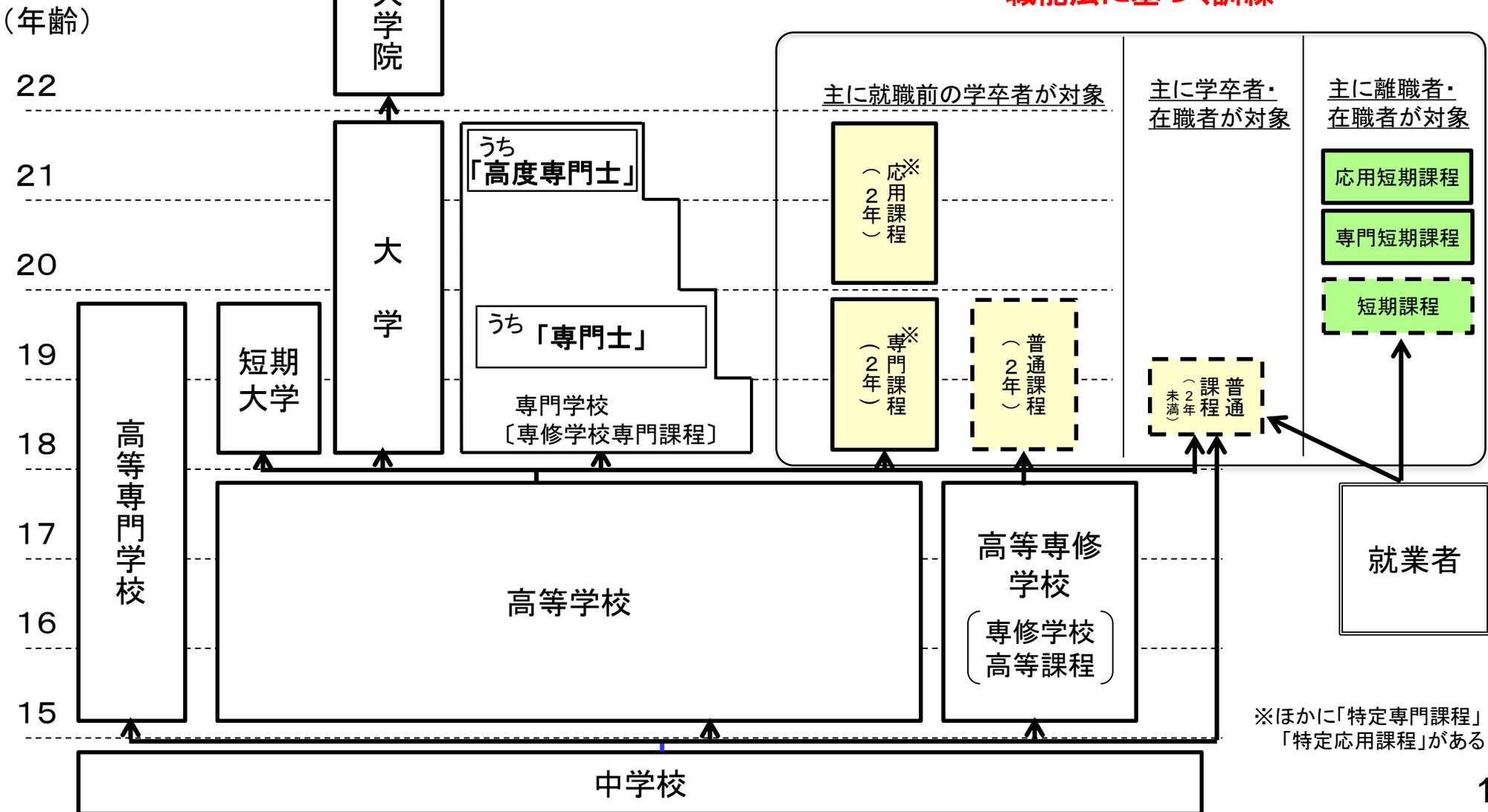
職業訓練の概要

学校教育法に基づく学校と職業能力開発促進法に基づく訓練について

凡例

高度職業訓練
普通職業訓練

職能法に基づく訓練



職業訓練課程の内容例

高度職業訓練(専門課程)の内容例 (職業能力開発促進法施行規則 別表第6(第12条関係) にて規定)

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間
訓練系	専攻科			
居住システム系	建築科			訓練期間 2年 訓練時間 総時間 2800時間
		<u>建築空間及び生活空間に関する企画、設計及び施工に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識</u> *	1 学科 1 建築概論、2 情報工学概論、 3 環境工学概論、4 構造力学、 5 建築計画基礎、6 建築構法、 7 建築材料基礎、8 建築設備、 9 仕様及び積算、10 生産工学、 11 安全衛生工学、12 関係法規	420時間
			2 実技 1 基礎工学実験、2 基礎製図、 3 情報処理実習、4 安全衛生作業法	215時間
		<u>建築に関する企画、設計及び施工における技能及びこれに関する知識</u> *	1 学科 1 建築計画、2 建築構造、 3 建築材料、4 建築施工、 5 建築測量、6 建築構造力学	315時間
2 実技 1 建築材料実験、2 建築設計実習、 3 建築施工実習、4 建築測量実習	465時間			

※総訓練時間のうち、必須とされている内容

職業訓練課程の内容例

高度職業訓練(応用課程)の内容例 (職業能力開発促進法施行規則 別表第7(第14条関係)にて規定)

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間
訓練系	専攻科			
居住・建築システム技術系	建築システム技術科			訓練期間 2年 訓練時間 総時間 2800時間
		<u>建築物の部分的な工事の施工計画の作成及び施工管理における技能及びこれに関する知識</u> ※	1 学科 1 技術英語、 2 建築生産管理、 3 経営管理、 4 企画開発、 5 建築生産、 6 施工力学、 7 施工管理、 8 建設環境、 9 施工関係法規、 10 維持管理、 11 安全衛生管理	455時間
			2 実技 1 施工法実習、 2 施工図書実習、 3 施工管理実習、 4 施工管理応用実習、 5 施工・施工管理実習、 6 安全衛生管理実習	840時間
		<u>建築物の一連の施工計画の作成及び施工管理における技能及びこれに関する知識</u> ※	1 施工・施工管理総合実習	700時間

※総訓練時間のうち、必須とされている内容

普通職業訓練(普通課程)の内容例 (職業能力開発促進法施行規則 別表第2(第10条関係)にて規定)

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間
訓練系	専攻科			
土木系	土木施工科			訓練期間 1年 訓練時間 総時間 1400時間
		<u>一般的な土木工事及び土木施工のための測量における基礎的な技能及びこれに関する知識※</u>	1 学科 1 土木工学概論、 2 測量学概論、 3 建設工学概論、 4 応用力学及び土質工学、 5 製図、 6 安全衛生	250時間
			2 実技 1 測量基本実習、 2 安全衛生作業法	150時間
		<u>土木工事の施工計画の立案及び施工管理における技能及びこれに関する知識※</u>	1 学科 1 機械及び電気、 2 土木設計、 3 材料、 4 土木施工法、 5 関係法規	200時間
		2 実技 1 測量実習、 2 土木施工実習	300時間	

※総訓練時間のうち、必須とされている内容

職業訓練課程の内容例

普通職業訓練(短期課程)の内容例

(職業能力開発促進法施行規則 別表第4(第11条関係)にて規定)

訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間
建設科			訓練期間 六月 訓練時間 総時間 700時間
	<u>鉄筋コンクリートく体工事の型枠工作、鉄筋工作、配筋及びコンクリート打設における技能及びこれに関する知識</u>	1 学科 1 建築構造、 2 材料、 3 製図、 4 工作法及び施工法(型枠工作法、鉄筋工作法、配筋法及びコンクリート施工法のうち必要とするもの)、 5 安全衛生、 6 関係法規	100時間
		2 実技 1 器工具使用法、 2 機械操作実習、 3 工作及び施工実習(型枠工作、鉄筋工作、配筋及びコンクリート打設のうち必要とするもの)、 4 安全衛生作業法	600時間

【事業主等が設置する「認定職業訓練施設」について】

(都道府県知事による職業訓練の認定)

第二十四条 都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。(以下、省略)

(事業主等の設置する職業訓練施設)

第二十五条 認定職業訓練を行う事業主等は、厚生労働省令で定めるところにより、職業訓練施設として職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発促進センターを設置することができる。

(準用)

第二十六条の二 第二十条から第二十二条までの規定は、認定職業訓練について準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第二十二条中「公共職業能力開発施設の長」とあるのは、「認定職業訓練を行う事業主等」と読み替えるものとする。

⇒ 事業主等が設置する「認定職業訓練施設」での訓練は、都道府県知事が厚生労働省令の基準に適合した
ものとして認定している。

職業訓練を活用した実務経験要件の緩和について

訓練の区分	受講要件	期間 <small>注</small>	施設区分	
			公共職業能力開発施設【国、県、市が設置】 <small>(開発総合大学校、開発大学校、 開発短期大学校、開発校、開発促進センター)</small>	認定職業訓練施設【事業主等が設置】 <small>(開発大学校、開発短期大学校、 開発校、開発促進センター)</small>
長期間の課程	高度職業訓練	高卒者 2年	学卒者が中心 ※2年制の専門課程終了後、 2年制の応用課程へ進学が可能  関東職業能力開発大学校 「建築施工システム技術科」の例	—
	普通職業訓練	高卒者 若しくは 中卒者 未2年 満	学卒者が中心 多摩職業能力開発センター「電気工事科」の例  在職者が中心 ※会社で勤務しつつ、週に何日間か訓練する 場合が多い	
短期間の課程	高度職業訓練	以下 1年	在職者が中心 ※内容・対象者は様々	
	普通職業訓練	— 6ヶ月以下	離職者が中心 多摩職業能力開発センター「住宅リフォーム科」の例 	在職者が中心 (数日～数ヶ月) 富士教育訓練センター「土木施工管理基礎」の例 

論点①
 関連する訓練科について、
 より広く認めることとしてはどうか



現在の扱い
 施設から申請があれば個別に審査し、一部については大学・短大(指定学科)と同等と認定
 ※受講者は高卒者以上が前提

現在の扱い
 実務経験として認めていない(個別審査も実施していない)



論点②
 関連する訓練科について、
 訓練期間を実務経験として認めることとしてはどうか

※各施設HPより作成

注: 在職者訓練については実訓練期間(規定カリキュラムの時間数)で整理

職業訓練を活用した実務経験要件の緩和について

論点①

現在、個別認定している2年以上の長期間の訓練課程について、より広く認めることとしてはどうか

(現在の個別認定の内容)

内容を審査

長期間の訓練課程(専門課程又は普通課程)修了 ⇒ 短大(指定学科)と同等の扱い

長期間の訓練課程(応用課程)修了

⇒ 大学(指定学科)と同等の扱い

※現在の認定数: 103コース

職業訓練大学の訓練スキーム

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構HPを基に作成

<応用課程(2年間)> ※専門課程を含めると4年間

(受講要件) 専門課程修了生

(訓練内容) 1年次: 専門分野の技能・技術を深めつつ、関連技能・技術を習得し、それらを活用する応用力を身につける。
2年次: 現場に密着した企画開発から製作までの創造的・実践的な能力を身につける。



大学
(指定学科)
相当

<専門課程(2年間)>

(受講要件) 高校卒業者

(訓練内容) 1年次: 基礎的な理論と基本的な技能・技術を一体的に習得する。
2年次: 高度な理論と技能・技術を習得し、生産現場に必要な実践力を身につける。



短大
(指定学科)
相当

【他資格等における職業訓練制度の活用事例】

- ・建築士試験の受験資格では、高度職業訓練の長期課程を、規定された科目を修めて卒業した者については、大卒又は短大卒相当の扱いとしている
- ・国家公務員試験の受験資格や採用時の給与において、高度職業訓練の長期課程修了者を、大卒又は短大卒相当の扱いとしている

方向性(案)

- ・高度職業訓練(専門課程・応用課程)については、関連する訓練科を指定したうえで、より広く認めることとしてはどうか(当該訓練課程の修了生は大学・短大(指定学科)と認定)
- ※なお、2年以上の普通職業訓練(普通課程)については、引き続き個別認定を実施

職業訓練を活用した実務経験要件の緩和について

論点②

現在、実務経験として認めていない2年未満の短期間の訓練課程についても、訓練期間を実務経験として認めることとしてはどうか。

※現在の技術検定の受検要件における実務経験年数には、入社後の研修期間等については認めていない。

方向性（案）

・下記のような方針をもとに、関連する訓練科のうち一定の基準を満たすものは、訓練期間を実務経験として認めることとしてはどうか。

認定の考え方(案)

高い

中立性・公平性

低い

認定職業訓練施設

公共職業能力開発施設
(国又は地方公共団体が設置)

公益法人等が設置
(職業能力開発協会、職業訓練協会、
中小企業共同組合、労働組合等)

民間企業が設置

高い

 内容の
厳格性

低い

カリキュラムの内容・
期間について、要件
基準が定められてい
るもの

(方針①)
関連する訓練科を指定したうえで、その訓練期間を実務経験として認めることとしてはどうか

※但し、会社で勤務しながらの受講は受講日数を基に期間を算定

(方針③)
所属企業等に関する制
約が無い等、公平性のあ
るものについては、方針
①、②と同様としてはどう
か

要件基準が定められ
ていないもの

(方針②)
施設からの申請があれば個別に審査し、認定することとしてはどうか

職業訓練を活用した実務経験要件の緩和について

方向性（案）

- ・ 指定学科又は実務経験と同等と扱う訓練科の指定、認定にあたっては、それぞれ下記のような項目について審査することとしてはどうか。

指定学科と同等と認定する場合の審査項目（案）

現在、大学・短大・高校等の指定学科の認定基準を踏襲し、施工管理に関する総合的な知識・経験に資する訓練内容であるかを、下記項目について審査

- 数学・物理、情報処理等の「工学基礎」に関する内容が一定程度含まれているか
- 各専門の基礎工学・力学等の「専門基礎」に関する内容が一定程度含まれているか
- 各専門の工学、計画・設計等の「専門応用力」に関する内容が一定程度含まれているか

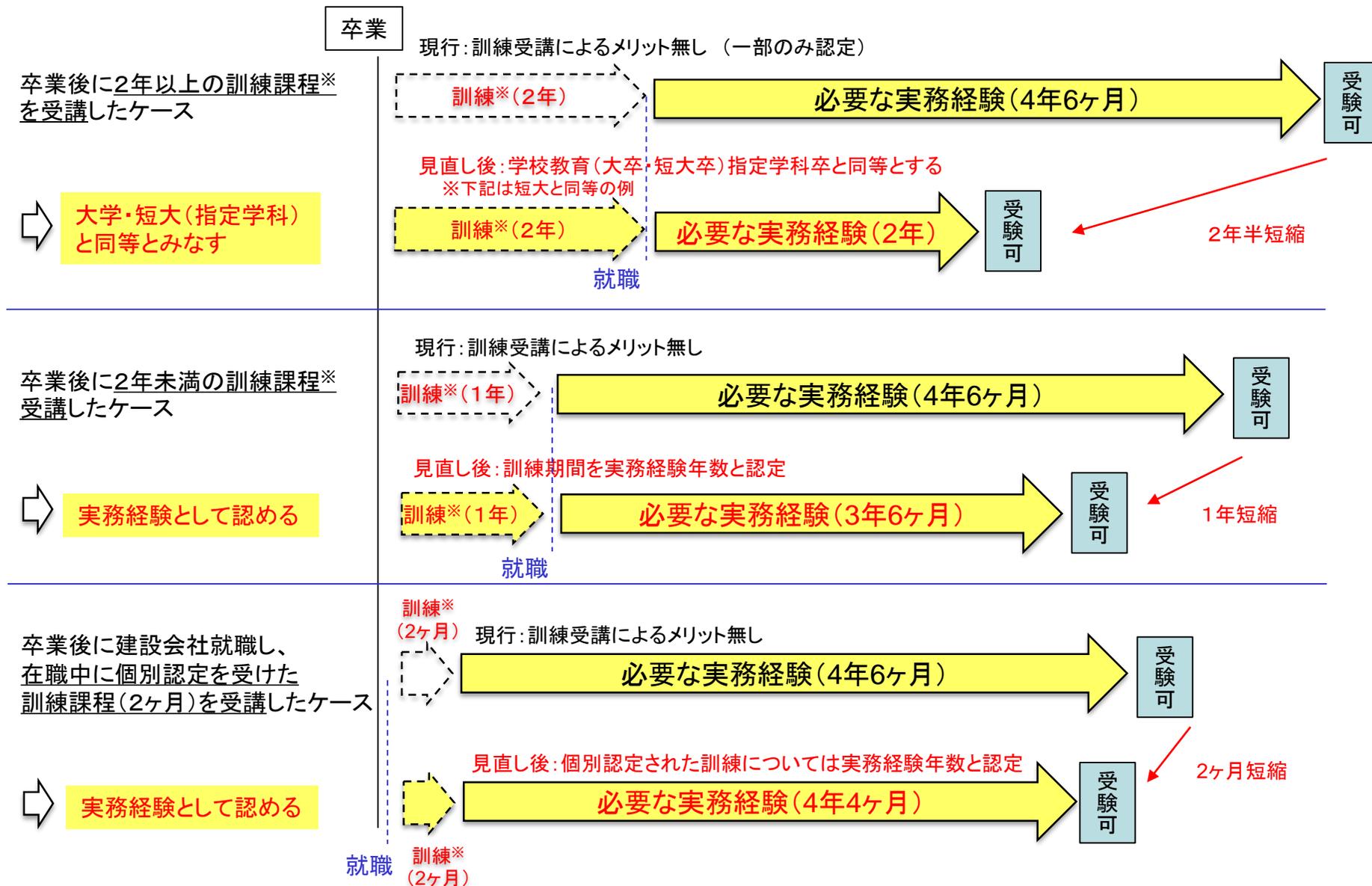
実務経験と同等と認定する場合の審査項目（案）

施工管理実務に資する訓練内容であるかを、下記項目について審査

- 実務経験として認める検定種目に対応した業種に関する訓練であるか
- 現場の施工実務や施工管理に関する内容が一定程度含まれているか
- 座学のみではなく、実際の施工を想定した実地訓練が一定程度含まれているか

職業訓練を活用した実務経験要件の緩和について

見直しのイメージ 指定学科以外の高校を卒業後、建設会社に就職し、技術検定の2級を受験する場合の例



※受験する検定種別の内容に関連するものとして指定された課程